

○環境省告示第八号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条の規定に基づき、大気の汚染に係る環境基準について（昭和四十八年五月環境庁告示第二十五号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年一月三十日

環境大臣 石原 宏高

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後					改 正 前				
別表					別表				
物質	二酸化 いおう	一 酸 化 炭素	浮遊粒子状 物質	光化学オキシダント	物質	二酸化 いおう	一 酸 化 炭素	浮遊粒子状 物質	光化学オキシダント
環境上 の条件	(略)	(略)	(略)	<u>オゾンとして、8時 間値が0.07ppm以下で あり、かつ、日最高 8時間値の1年平均 値が0.04ppm以下であ ること。</u>	環境上 の条件	(略)	(略)	(略)	<u>1時間値が0.06ppm以 下であること。</u>
測定方 法	(略)	(略)	(略)	紫外線吸収法又はエ チレンを用いる化学 発光法	測定方 法	(略)	(略)	(略)	<u>中性ヨウ化カリウム 溶液を用いる吸光光 度法若しくは電量 法、紫外線吸収法又 はエチレンを用いる 化学発光法</u>
備考 (略)					備考 (略)				